質問主意書提出

八月二日議員から次の質問主意書が提出された。

「食の安全」に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一号）

米国グレンデール市の「従軍慰安婦像」設置に関する質問主意書（松田公太提出）（第二号）

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群の重症患者の実態及び医療・福祉施策に関する質問主意書（田村智子提出）（第三号）

議長及び副議長選挙通知

八月二日本院は、議長に山崎正昭、副議長に輿石東を選挙した旨衆議院及び内閣に通知した。

また、同日事務総長から宮内庁長官宛、本院は議長に山崎正昭、副議長に輿石東を選挙した旨念のため通知した。

報告書受領

八月二日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項、復興庁設置法第二十条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十五年一月二十八日から同年八月一日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

辞令

（副議長秘書）参議院参事　石山　秀樹
副議長秘書を解く
議長秘書を命ずる
　参議院参事　松下　和史
議長秘書を命ずる
秘書課勤務を命ずる
　参議院参事　八木橋美千代
参議院参事に任ずる
副議長秘書を命ずる
秘書課勤務を命ずる
　参議院参事　林　晋
副議長秘書を命ずる
秘書課勤務を命ずる
（副議長秘書）参議院参事　有薗　裕章
副議長秘書を解く
庶務部広報課勤務を命ずる
庶務部広報課広報主幹を命ずる（以上八月二日）

人事異動

内閣

国務大臣秘書官に任命する　新田　章文
菅国務大臣附を命ずる
　国務大臣秘書官　黄瀬　周作
願に依り本官を免ずる（以上八月一日）
○防衛大臣臨時代理解職
　国務大臣　菅　義偉
防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月二日）

復興庁

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　菱田　一
復興事務官（統括官）に転任させる
（統括官）復興事務官　上田　健
国土交通省に出向させる
（国土交通省東北地方整備局副局長）国土交通技官　梶原　康之
復興事務官（宮城復興局長）に転任させる
（宮城復興局長）復興事務官　澤田　和宏
国土交通省に出向させる
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　石田　優
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（以上八月一日）

財務省

独立行政法人国立印刷局理事長に任命する　氏兼　裕之
（外務省大臣官房広報文化外交戦略課長）外務事務官　米谷　光司
財務事務官に任命する
大臣官房参事官を命ずる
（外務省在ドイツ日本国大使館公使）同　前川　信隆
財務事務官に任命する
横浜税関総務部長を命ずる
（大臣官房参事官）財務事務官　赤松　秀一
（横浜税関総務部長）同　片江　学巳
外務省に出向させる（各通）（以上八月一日）

最高裁判所

福岡高等裁判所判事　木村　元昭
福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所長を命ずる
　那覇地方裁判所判事　高野　裕
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
　那覇家庭裁判所判事　高麗　邦彦
那覇地方裁判所判事に補する
那覇地方裁判所長を命ずる
　簡易裁判所判事　高麗　邦彦
那覇簡易裁判所判事に補する
那覇簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
　東京高等裁判所判事　鶴岡　稔彦
那覇家庭裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所長を命ずる（以上七月二十四日）
　簡易裁判所判事　榎下　義康
久留米簡易裁判所判事に補する
　東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　東尾　和幸
熊本地方裁判所判事補に補する
兼ねて熊本家庭裁判所判事補に補する
熊本簡易裁判所判事に補する
　久留米簡易裁判所判事　谷　敏行
福岡簡易裁判所判事に補する（以上七月二十五日）
　大阪簡易裁判所判事　平野　和行
尼崎簡易裁判所判事に補する（七月二十八日）
　東京地方裁判所判事補　道場　康介
高知家庭裁判所判事補に補する
兼ねて高知地方裁判所判事補に補する
　簡易裁判所判事　道場　康介
高知簡易裁判所判事に補する
　長野地方裁判所判事補兼長野家庭裁判所判事補・松本簡易裁判所判事　菱川　孝之
福岡地方裁判所判事補に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する
福岡簡易裁判所判事に補する（以上七月二十九日）
　東京高等裁判所判事　生島　弘康
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所相模原支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所相模原支部長を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所相模原支部勤務を命ずる
横浜家庭裁判所相模原支部長を命ずる
　簡易裁判所判事　生島　弘康
相模原簡易裁判所判事に補する
相模原簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上七月三十日）
○定年退官
判事榎下義康は七月二十三日限り定年退官
簡易裁判所判事安井毅は七月二十七日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事笹村將文は七月二十九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

叙位・叙勲

○叙位

（国立大学法人職員）　往住　彰文
（東京大学名誉教授）　平野禮次郎
従四位に叙する（各通）
　今井　博一　岸本五兵衛
正五位に叙する（各通）
　八木　初男
従五位に叙する
　小山吉三郎　蔭木　正作　黒滝　清昭
　黒橋　幸三　塩見　和夫　清水　康旨
　杉野　好幸　平元　鐵雄　星川　希雄
　宮平吉太郎　向井喜代文
正六位に叙する（各通）
　小又　利秋　佐藤　正信　田川八洲武
　葩島　昭　山田　邦彦　山中　仁
従六位に叙する（各通）
　桑本　重利　高橋　昭二
　玉井　皖健　細川　政平
正七位に叙する（各通）（以上七月一日）